

## 各務原市無認可施設保育事業助成要綱

(昭和61年2月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児保育の促進を図ることを目的とし、無認可保育施設(以下「保育施設」という。)において障がい児保育事業を行う責任者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

2 この要綱において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この要綱において「責任者」とは、保育施設を代表しその管理運営に関し責任を有する者をいう。

4 この要綱において「障がい児」とは、市内に住所を有する乳児又は幼児で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障がい児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。以下「特別児童扶養手当支給対象児」という。)

(2) 特別児童扶養手当支給対象児以外の者で、身体障害者手帳の交付を受けているもの(障がい級別が5級以上の者に限る。)又は医師がこれと同程度以上の障がい有すると診断したもの及び療育手帳の交付を受けているもの又は岐阜県子ども相談センター所長がこれと同程度以上の障がい有すると判定したもの

(3) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定される発達障害児と医師が診断し、その診断書の交付を受けた者

(助成対象施設)

第3条 助成対象となる保育施設は、次の各号に該当する施設とする。

(1) 保育施設において障がい児保育事業を行っていること。

(2) 企業目的のために企業又は企業の援助により設置していないこと。

(3) 定員は20人以上とする。

(4) 保育に供する部屋の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり1.65㎡、満2歳以上の幼児1人当たり1.98㎡以上であること。

(5) 医務室、調理室及び児童用便所を有していること。

- (6) 保育上必要な器材を備えていること。
- (7) 施設の建物は、構造上入所児童の安全が保たれること。
- (8) 緊急避難場所が確保されていること。
- (9) 保育士資格を有する保育士1人以上を有し、その数は児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項の規定に準ずるものとし、常時2人以上の保育士を配置していること。
- (10) 嘱託医を委嘱し、年2回以上の健康診断を実施し、緊急時に常に処置できる体制にしていること。
- (11) 保育日数は、1月22日以上とし、保育時間は1日8時間を原則としていること。
- (12) 保育料は、厚生労働省が定める保育単価を著しく上まわらないこと。
- (13) 施設及び入所児童に対する損害賠償責任保険を次の額以上加入していること。
  - ① 1回の事故につき10,000万円以上
  - ② 児童1人当たりの事故につき1,000万円以上
- (14) 職員が月1回以上の検便を実施していること。

(施設の認定申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする責任者は、保育施設認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(施設の認定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し適当と認めるときには、保育施設認定書(様式第2号)により認定を行う。

2 前項による保育施設の認定の期間は、認定した日の属する年度を越えないものとする。ただし、責任者の申出によりその期間を延長することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 前条の認定を受けた施設の責任者が助成金の交付を受けようとするときは、無認可施設保育事業助成交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金の額は、助成金の対象となる年度(以下「助成対象年度」という。)の4月1日時点で入所している障がい児数に95,625円を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、助成対象年度の途中に入所し、又は退所した障がい児に係る助成金の額は、95,625円に当該児が助成対象年度に入所していた期間の月数(月の初

日に入所している月数を合計して得た月数をいう。)を乗じて得た額を12で除した得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内とする。

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、無認可施設保育事業助成金交付決定・却下通知書(様式第4号)により責任者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた責任者は、助成対象年度の末日までに保育事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、無認可施設保育事業助成金確定通知書(様式第5号)により、前条の責任者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成金の交付の通知を受けた者は、無認可施設保育事業助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(施設の認定取消)

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときには、第5条の規定による保育施設の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する助成対象施設として該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が不適當であると認めたとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、責任者が次の各号の一に該当すると認めたときには、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金を障がい児保育事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(報告及び立入検査)

第13条 市長は、必要があるときは、保育施設の管理運営状況について報告を求め、又は施設に立入り実地検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 各務原市無認可施設保育事業助成要綱（昭和51年8月31日決裁）は、廃止する。

附 則（昭和63年8月1日決裁）

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市無認可施設保育事業助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成7年4月から平成8年3月までの各月の初日において改正後の要綱第6条第1項第2号に該当していた保育施設の責任者で、改正前の各務原市無認可施設保育事業助成要綱（以下「改正前の要綱」という。）第6条第1項の規定による無認可施設保育事業助成交付申請書を提出していなかったものは、同条第2項の規定に関わらず、平成7年4月以降の分に係る無認可施設保育事業助成交付申請書を平成8年3月29日までに、市長に提出しなければならない。
- 3 改正前の要綱の規定により交付された助成金は、改正後の要綱の規定による助成金の内払とみなす。

附 則（平成9年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成10年2月27日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第7条第1項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第6条第1項第3号の規定は、昭和50年度以降に認定した施設について適用する。

附 則（平成12年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成19年7月13日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成20年7月7日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市無認可施設保育事業助成要綱の規定は、平成20年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市無認可施設保育事業助成要綱の規定は、平成26年度の予算に係る助成金から適用する。

様式第 1 号

年 月 日

各務原市長

所在地 各務原市.....

名 称.....

責任者氏名.....(印)

保 育 施 設 認 定 申 請 書

上記のことについて、保育施設として認定を受けたいので申請します。

記

1. 施設名 .....
2. 所在地 .....
3. 責任者氏名 .....
4. 責任者住所 .....
5. 保育施設調書
6. 施設平面図
7. 施設所在地地図

別紙

保育施設調書

施設名 ( )

定員		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	計
人	在籍人員	3ヶ月未満	3ヶ月以上	人	人	人	人	人	人
		人	人						
施設	土地	面積		所有者		使用関係			
	建物	所有者		建物構造	造階建 非難設備の有無 有・無	保育室等	保育室	調理室	計
		使用関係					乳児室	その他	
		階	階				階		
室	室	室							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
職員	職種	氏名		年齢	保育士資格	最終学歴	専任兼任の別		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
				歳	有・無		専・兼		
月間開設日数		日	保育時間		時 分 ~ 時 分				
嘱託医	診療科				氏名				
賠償責任 保険	会社名				保険金額				
保育料	(年齢によって異なる場合は具体的に記入すること)								
備考									

施 設 の 平 面 図

各室の用途及び面積を明示すること  
避難経路を朱書きすること。  
消火器配置状況を朱書きすること。

付 近 の 見 取 図



様式第 2 号

各子 第 号  
年 月 日

責任者 様

各務原市長

㊟

保 育 施 設 認 定 書

年 月 日付けで申請のありました標記の件につきまして、下記のとおり保育施設として認定します。

記

1. 施設名 .....
2. 所在地 .....
3. 責任者氏名 .....
4. 責任者住所 .....

様式第 3 号

年 月 日

各務原市長

所在地 各務原市

名 称

責任者氏名

印

年度無認可施設保育事業助成交付申請書

( 月～ 月)

上記のことについて、下記のとおり助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請  
します。

記

交付申請額 金 円

(添付書類)

入所児童状況調書 (別紙)



様式第4号

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

無認可施設保育事業助成金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました無認可施設保育事業に係る助成金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成年度	
決定の内容	交付 ・ 却下
交付決定額	円
交付条件及び 却下理由	

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

無認可施設保育事業助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました無認可施設保育事業に係る助成金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定金額	円
助成年度	
交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定金額	円
精算額	円

様式第6号

各務原市長

所在地

施設名称

責任者氏名

⑩

無認可施設保育事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました無認可施設保育事業に係る助成金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
助成年度	